

和歌山県移住者継業補助金交付要綱取扱要領

平成29年 5月 1日制定

令和 3年 4月 1日改正

和歌山県移住者継業補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び和歌山県移住者継業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第1 方針

年々進展する過疎化、高齢化に対して、県は本補助金により県内移住推進市町村（地域）における移住継業者に対して継業支援をすることで、県外に住む現役世代の移住受入を促進し地域の振興を目指すものである。

第2 補助金の交付の対象となる個人

要綱第3条に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 移住推進市町村（地域）及び受入協議会の支援を受け、県外から同市町村へ移住した（する）者
- (2) 事業実施年度4月1日における年齢が60歳未満の者
- (3) 当該年度の4月1日時点において、移住した日の翌日から起算して3年を経過しない者。ただし、地域おこし協力隊の任期終了後、活動市町村内で継業する者については、上記の時点において任期終了日の翌日から起算して1年を経過しない者とすることができる。
- (4) 継業対象事業主から同意を得た者

第3 移住継業計画書の提出及び審査

- (1) 要綱第6条に基づく移住継業計画書の提出期限は、当該事業年度ごとに別途定める。
- (2) 知事は、提出された移住継業計画書について書類審査を行い、一定の評価を受けた継業プランについて、別途知事が指定する「移住継業プラン審査会」（以下「審査会」という。）において審査を行う。
- (3) 審査会では、申請者自らプランについての説明を行い、下記（ア）～（エ）の選考基準に基づきコンペ形式で審査の上選定する。
 - (ア) 地域性（地域への貢献性、地域との連携・協力体制、地域資源の把握等）
 - (イ) 事業性（収益性、経営基盤の活用性・発展性等）
 - (ウ) 社会性（地域課題の認識、地域活性効果、雇用増加、環境負荷等）
 - (エ) 適格性（応募者の熱意、継業対象事業主との協力関係、経営資質等）
- (4) 知事は、審査会での審査を経た後、適当と認めるときは申請者に内定通知するものとする。

第4 移住推進市町村（地域）及び受入協議会

和歌山県移住者継業補助金交付要綱第2条に定めるとおりとする。

第5 補助金の交付の対象となる事業

- (1) 補助対象事業における継業とは、事業引継に係る契約を締結するとともに、継業対象となる既存事業の廃業届及び個人事業の開業届等による実質的な事業引継及び事業開始であり、補助金を受けるためには当該年度3月末日までに継業しなければならない。
- (2) 申請者は、継業を行ったときは、速やかに別記第1号様式による継業届を、実質的な事業引継及び事業開始があったことのわかる書面の写しを添付し、知事に提出しなければならない。
- (3) 本補助金は、国及び他の地方公共団体による補助金の交付対象となっている事業については適用しないものとする。

第6 事業着手の報告

- (1) 申請者は、事業に着手したときは、速やかに別記第2号様式による事業着手届を知事に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、補助金交付決定前に事業に着手しようとするときは、別記第3号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。